



各種資格申請における Q&A

-重要事項-

更新日：2025年5月1日

日本麻酔科学会教育委員会

はじめに

日本専門医機構は、「日本専門医機構が認定する専門医とは国民の信頼を得るに値する臨床能力の質的担保が確約された資格である。機構専門医と呼称するには、十分な診療技術、知識が最新情報に更新されていること、総合的な判断ができることの3条件が必要である。」と専門医のあるべき姿を提唱しています。日本麻酔科学会は学会専門医から機構専門医への移行に際し、日本専門医機構の掲げるこの専門医像を具現化すべく組んでおります。しかしながら、麻酔科機構専門医に求められる要件は、かつての学会専門医に比較して、取得すべき単位が大幅に増えたこと、勤務実績において単一施設で週3日以上麻酔関連業務の従事が求められること、診療における実績を適正に評価することなど、その認定基準がレベルアップしております。機構専門医となるには学会専門医以上の努力が必要となりますが、結果として機構専門医を取得し維持することは、麻酔科医としての力量を公平かつ公正に評価された証となります。日本麻酔科学会教育委員会は、専門医資格のクオリティを維持しつつ、会員の皆様が資格の取得・維持に取り組みやすくなるように機構と交渉を重ねつつ、制度の向上に取り組んでおります。

2025年度から各種資格申請において**重要な確認事項**がありますので、確認および周知をお願いします。

<学会専門医から機構専門医への再認定>

「学会専門医の延長」を経ずに学会専門医を喪失した方の試験免除期間が、4年以内から6年以内に延長されました。喪失後7年目以降は機構専門医の新規申請の要件での申請となります。→Q&A④

<在籍証明書>

在籍証明書は週3日以上在籍であることが証明されていることが必要です（昨年度の審査で記載のない方が見つけられました）。特定の理由により休職中の場合は、その理由と休職期間を明示ください。機構専門医で在籍証明書が提出できない方は専門医喪失となります。ただし直近5年間で52週を超える非従事期間がある場合は休止申請を検討ください。→Q&A①

<機構専門医の休止>

休止期間の取得の有無について、更新に必要な単位実績/更新要件の取得期間を明示しました（表の赤字部分）。→Q&A③-2

<学会専門医、機構専門医の喪失後の新規申請>

臨床実績の提出方法を従来通りとし、簡素化しました。→Q&A④-2

<必修講習Bの履修>

2026年度から追加される共通講習Bについてのお知らせ

→Q&A⑥

Q & A① 在籍証明書とはどのような書類ですか？また職務経歴書の作成の変更点を教えてください。

各種申請において、書類の追加と変更があります。大変重要な変更となりますので、申請にあたりご注意ください。追加された書類は**在籍証明書**です。また従来からの**学歴・職務経歴書**および**麻酔経歴書**にも変更があります。以下ご確認ください。

(1) **在籍証明書**：機構専門医の更新、再認定申請、資格喪失後の機構専門医新規申請（学会専門医喪失後の新規申請を含む）において、在籍する施設が、発行時点で単一施設週 3 日以上の上の在籍であることを証明する**在籍証明書**の提出が必要となります。

在籍証明書の書式は各施設に委ねますが、発行日、証明者名を含む機関名称が記載されていること、また産休・育休など申請時に休職中（非従事）の場合は休職理由と休職期間が記載されていることが必要です。次項に在籍証明書のひな型を示します。印は施設・機関の公印、または施設・機関名を含む代表者の公印のみ有効となります（麻酔科責任者名での印は不可）。電子署名は署名元に確認を取ることがあります。入力内容の加筆、修正がある場合、修正した箇所には訂正印（公印）を押すこと。証明者捺印後の原本は申請者が保管し、そのコピーを提出します。

＊機構専門医の更新、再認定（試験なしの場合）申請では申請年度の 8 月 1 日から 10 月 31 日に在籍する施設が発行したものを提出

＊資格喪失後の新規・再認定（試験ありの場合）申請では申請年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に発行されたものを提出

▶ 在籍証明書の提出により、学歴・職務経歴書の簡素化と申請時点で産休・育休中、などの非従事期間であっても申請・更新できるメリットが生じます。

＊申請時に在職証明が提出できない方

一旦専門医は喪失しますが、要件が整った段階で再認定申請（休止を取得しない場合）に準じて申請することができます。猶予措置として、資格喪失後 2 年間は試験が免除され書類審査のみで申請できます。詳細は Q & A③-2 を参照ください。

(2) **学歴・職務経歴書**：これまでは書類の証明者は在籍期間における在籍機関の代表者に限定しておりましたが、**在籍期間における在籍機関の麻酔科責任者も署名が可能となりました**（麻酔経歴書と同一者も可）。書式に、「6.麻酔業務責任者」を追記しましたので、「証明者役職名」と併せて、記載をしてください（更新：2024/06/18）

麻酔科責任者が自身の申請を行う場合は、従来通り、在籍機関の代表者が証明者となります。電子署名は署名元に確認を取ることがあります。署名にあたり経歴に疑義が生じた際は申請者のみならず証明者にも質疑応答が求められることがあります。また**経歴の意図的な詐称行為が認められた際は、審査の中止ならびに両者に罰則を科すことがあります。**

審査会では**申請年の前年度から遡って 5 年間の経歴**について審査します（機構専門医再認定等、一部の申請では経歴の対象期間は異なります）。PC 上で学会ホームページにあるマイページから職務経歴書を印刷すると申請年度の在籍期間の終了が「証明日現在に至る」と自動的に記載されますが、申請年の前年度までの経歴を審査します。

▶ 申請時点の職歴は、在籍証明書をもって確認することで、これまでに頻発していた書類上の申請日時の齟齬による書類不備が大幅に軽減でき、手続きの簡素化が期待されます。

(3) **麻酔経歴書**：従来通り在籍期間における在籍機関の麻酔科責任者の署名となります。麻酔科責任者が申請を行う場合は、証明は在籍機関の代表者が証明者となります。電子署名は署名元に確認を取ることがあります。前回の認定期間前年度から申請年度の前年度までの年度単位で審査されます。

在籍証明書の見本


在籍証明書は、機構専門医更新及び機構専門医再認定申請で提出が必要です。

*書式は任意です。(右記は見本)

*必ず週3日以上在籍していることを記載ください。

*休職中の場合は、その理由と期間を明示ください。

*原則、施設(雇用主)が発行している在籍証明書の書式でご提出ください。

(見本) 在籍証明書	
ふりがな	ますい たろう
氏名	麻酔 太郎
生年月日	1986年12月26日
上記の者は、当施設にて週3日以上在籍していることを証明します。	
記	
職名	医員
所属	麻酔科
※在籍はしているが、現在休職中である(該当時要記載)	
理由	産休(育休)中の為
休職期間	2024/4/1~現在
西暦	2024年9月15日
所在地	〇〇県△△市□□123番地
施設名	〇〇会〇〇病院
証明者職名	施設長
氏名	増井 次郎
	

Q & A② 学会専門医の最終試験に不合格 でしたが、機構専門医は取得できますか？

2023年度の学会専門医最終試験に不合格あるいは未受験であった方は、機構専門医新規受験の要件に加えて**追加の実績の取得にて**機構専門医を受験することができます。

筆記、口頭、実技試験の合格が必要です。合格した科目は4年間持ち越すことができます。

▶ **必要書類**：職務経歴書・麻酔経歴書・臨床実績報告書

▶ **申請期間**：5月1日～6月20日 WEB 締切

5月1日～6月30日 書類締切

▶ 研究業績

申請する前年度までの過去5年間に下記の業績があること

- 1) 学術集会等への参加による実績5単位（日本麻酔科学会年次学術集会への参加実績1回必須）
- 2) 専門医共通講習による実績3単位（医療安全講習、感染対策講習、医療倫理講習をそれぞれ受講、e-learning可）
*2026年度より必修講習B 5単位が追加
- 3) 学術発表による実績2単位（日本麻酔科学会が主催する学術集会での発表』あるいは『「Journal of Anesthesia」、「JA Clinical Reports」または「麻酔」への発表』のいずれかによる実績を1単位含むこと。※発表単位は、筆頭演者と第2共同演者のみ同じ単位数が算定されます。）

4) 追加の実績：麻酔科領域講習 20単位 ※e-Learning可

▶ 臨床業績、経験症例数

1) 申請する前年度までの過去5年間に満4年以上、研修プログラムに属する麻酔科認定病院にて所定の研修を修了していること。

2) 申請する年の日本麻酔科学会の会費を完納していること。

3) 申請する前年度までの過去5年間に600例以上の麻酔科管理症例（「自身で担当した区域麻酔」による麻酔管理を含む）を担当医として経験し、下記の経験症例数を満たすこと。なお、小児と心臓については1症例の担当医を2人までとするが、その他の麻酔症例では1症例の担当は主たる担当医は1名とする。また、1症例を重複して申請することは認めない。

- 小児(6歳未満)の麻酔 25症例
- 帝王切開術の麻酔 10症例
- 心臓血管手術の麻酔(胸部大動脈手術を含む) 25症例
- 胸部外科手術の麻酔 25症例
- 脳神経外科手術の麻酔 25症例

▶ 申請する前年度までの過去5年間にAHA-ACLS、またはAHA-PALSプロバイダーコースを受講し、書類審査時にプロバイダーカードを取得していること。

Q & A③ 機構専門医の非従事期間の申請と休止期間の取得について教えてください？

機構専門医認定期間は取得後5年間認められます。認定期間中あるいはその後の休止期間中に、特定な理由により週3日以上の一施設での麻酔関連業務への就労ができない場合は、次回の専門医更新あるいは再認定において、申請の前年度までに取得した非従事期間を申請し、休止期間を得ることができます。

非従事期間：特定な理由（妊娠、出産、育児、病気療養、介護、*国内外留学、災害被災、義務年限を有する就労等）により単一施設で週3日以上のができない期間。***国内外の留学で麻酔科関連の研究を行っている場合は、審査会で内容を審査し従事が認められる場合がございますので、更新申請を行ってください。**

休止期間：機構専門医は保有しているが専門医と称することができない期間。就労し不足する臨床実績と単位を取得します。

非従事期間の申請について

提出書類 ① **非従事期間申請書**（PDF 文書）

② **証明書**（休職理由と休職期間が記載された在籍証明書、または母子手帳の写し、診断書、介護証明など理由を説明できるもの、審査会での審査あり）※非従事期間申請書の証明者がいる場合、証明書は不要

申請にあたり、通常の更新に必要な職務・麻酔経歴書、実績報告書、在籍証明等の書類は必要ありません。WEB 申請の上、書式に従い、前回の申請年の4月1日から今回の申請年の3月31日のまで5年間に生じた非従事期間を申請期間（9/1～10/31）内に事務局へ郵送します。非従事期間52週以内は通常の更新申請を行います。非従事申請書の提出はいりません（例①）。非従事期間53週以上では申請を要し、審査を経て承認が得られれば非従事期間に相当する休止期間（表1）が得られます（例②）。まれな例として、休止期間中に非従事期間が生じた際は、予定された休止期間の終了年度に改めて前年度までに追加された非従事期間の申請を行います（例③）。休止期間は最長4年。

*非従事期間は専門医の認定期間から継続して（専門医の資格保留の間に）申請し休止期間を取得しなければなりません。非従事期間の申請を行わずに専門医をいったん喪失するとその後の非従事期間の申請は受け付けません。その際は、「休止を取得しない場合の再認定」（Q&A③-2 参照）へ移行します。

表1)	非従事期間	相当する休止期間
	1～52 週	0 年
	53～104 週	1 年
	105～156 週	2 年
	157～208 週	3 年
	209～260 週	4 年

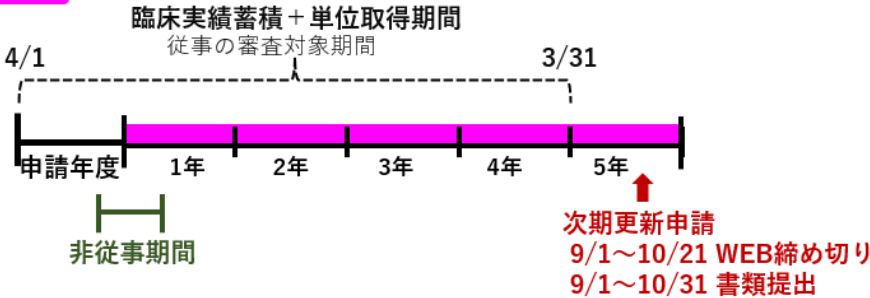
休止期間から復帰する方法：再認定申請が必要です。申請は、通常更新に必要な週3日以上の一施設での就労4年間以上＋機構50単位に加え、休止期間1年間につき知識のブラッシュアップを目的とした追加単位（共通講習1単位と麻酔科領域講習4単位）を申請年度の前年度までに取得する必要があります。休止期間での再認定申請を行う際に非従事であっても前年度までに申請要件を満たしている場合は、在籍証明書があれば申請は可能です。休止期間がトータルで4年を越えた場合は（非従事期間としてはトータル5年を越えるため）、機構の整備基準にある5年ごとの更新基準に照らし合わせて、それ以上の休止は認められず、資格を喪失します。その後の再認定申請要件は「**休止を取得しない場合の再認定**」（Q&A③-2 参照）へ移行します。

休止期間を取得するメリットについて：休止期間の取得により、機構専門医が保留され、再認定審査において試験の受験を免除される点にあります（最長4年間）。また単位取得が前回の認定期間の前年度から認められます。休止期間を取得しない場合、専門医を喪失し、単位取得期間も申請年度の前年度から5年間となります。さらに専門医喪失期間が2年を越えると口頭、実技試験の合格が要件に追加されます。詳細はQ&A③-2、3を参照ください。

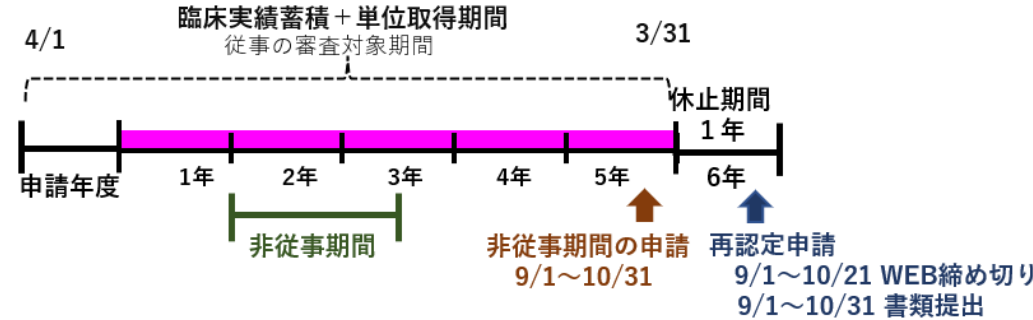
<図1. 非従事期間の申請の具体例>

機構専門医認定期間

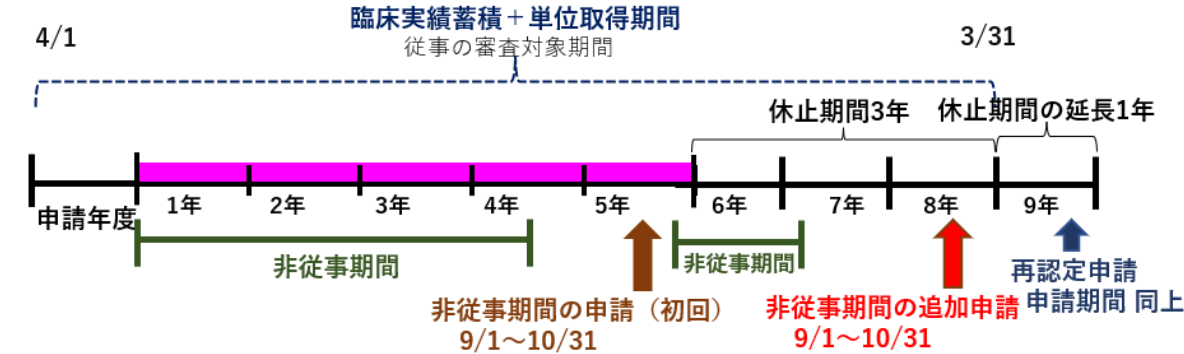
例①
休止期間0年相当例
(非従事期間52週以内)



例②
休止期間1年相当例
(非従事期間104週以内)



例③
休止期間4年相当例
(非従事期間260週以内)



非従事期間の申請の具体例

例①
非従事期間が52週以内なので
通常更新可

例②
非従事期間が52週以上104週以内なので1年の休止期間を取得

例③
前年度までに生じた非従事期間を申請し休止期間を取得した。その後、非従事期間が発生したため休止終了年度にこの非従事期間を追加で申請し、休止期間を延長した。トータルの非従事期間が260週となり休止期間は1年延長され合計4年間となったが、休止の延長が終了する前年度までに臨床実績と単位を獲得し再認定申請を行った。

* 休止期間が複数にわたる場合は非従事期間をトータルして付与される。休止期間中に非従事期間が生じた際は、休止期間の終了する年度に追加で非従事期間を申請し、休止期間を延長する。
* 休止期間が4年目となり申請する前年度までに申請要件が不足する際は「休止を取得しない再認定申請」へ移行する。

図2. 非従事期間の申請書

申請期間

Web 申請期間：9月1日～10月21日

書類提出期間：9月1日～10月31日（消印有効）

申請書＋証明書を同封して事務局（第一審査部会宛）へ書留郵送

<週数の計算方法>

非従事期間合計日数 ÷ 7 = 非従事期間合計週数

※端数は切り捨て

※内容証明者が見つからず記載できない場合は、添付された証明書（休職理由と休職期間が記載された在籍証明書、母子手帳の写し、健康診断書、介護証明書、義務年限を有する就労証明書、海外での活動証明書、など理由を説明できるもの）をもとに審査会で審査します。証明書の内容が不十分な際は承認されないこともあります。不承認の場合は、専門医資格を喪失しますが、休止期間を取得しない場合の再認定申請に準じて再度申請を行うことができます。

（Q&A③-2 参照）

2024年6月18日

機構専門医 非従事期間 申請書

日本専門医機構 御中

以下の理由により認定・休止期間中に非従事期間を取得しましたので申請します。

【申請者情報】

機構専門医認定番号： 23-99999 日本麻酔科学会会員番号： 99999

氏 名： 麻酔 太郎 印

勤務医療機関名： サンプル医療センター

非従事期間	① 西暦 2020 年 4 月 1 日 ~ 2021 年 3 月 1 日 (計 365 日) ② 西暦 2023 年 1 月 1 日 ~ 2023 年 2 月 28 日 (計 59 日) ③ 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日) 上記の非従事期間の合計日数 (合計 424 日) <週数の計算方法> 非従事期間合計日数 ÷ 7 = 非従事期間合計週数 ※端数は切り捨て <注1>
取得の理由	*取得の理由を非従事期間ごとに記載してください。(原則として証明できる資料の提出が必要となります。) ① 育休(保育園待機) ② 交通事故で入院・リハビリの為 ③
これまでの 休止期間取得歴	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 休止期間の取得 年間 取得年度 () () () ()
内容証明者 ※本人以外 施設長または 麻酔科責任者	所属および職責 氏 名 (自署) <u>麻酔科部長 更新 花子</u> 印 証明日 <u>西暦 2024 年 7 月 1 日</u>

※内容証明者がいない場合は、理由書および証明書（休職理由と休職期間が記載された在籍証明書、母子手帳の写し、健康診断書、介護証明書、義務年限を有する就労証明書、海外での活動証明書、など理由を説明できるもの）をもとに審査会で審査します。証明書の内容が不十分な際は承認されないこともあります。

<注1>複数枚にわたり非従事期間がある場合、週数は提出する全ての非従事期間の合計日数から計算します。

Q & A③-2 休止期間の取得の有無で、どのような違いが生じますか？

(1) 休止期間を取得した場合 *赤文字が追記

- ① 休止期間：機構専門医は保有しているが専門医と称することができない期間（機構による定義）。非従事期間で不足した勤務実績と単位を修得する。認定期間から継続した申請のみ有効であり、いったん専門医を喪失するとその後の非従事期間の申請は不可。
- ② 所定の申請書を用いて申請する。証明書の添付が必要。⑦にあげる書類の提出は不要。
- ③ 休止期間内に再び非従事期間を取得した際は、休止終了年度に非従事期間を追加で申請し休止期間を延長できる。
- ④ 休止期間は最長で4年間（260週）認められ、その間は再認定申請時の試験が免除される。
- ⑤ 麻酔科認定病院や研修プログラムの維持に関係する場合は、事前に事務局（審査部会）へ問い合わせること。
- ⑥ 非従事期間の申請期間：書類提出9月1日～10月31日（消印有効）
- ⑦ 再認定の申請は、通常更新に必要な単位実績/更新要件に加え、休止期間1年につき共通講習1単位、かつ麻酔科領域講習4単位の追加単位の取得が必要（**前回の認定期間前年度から申請年度の前年度までが取得期間**）。
- ⑧ 再認定の申請は、職務・麻酔経歴書（前回の認定期間前年度から申請年度の前年度まで）、臨床実績報告書、在籍証明書（申請年の8月1日から10月31日の間に勤務する施設が発行した単一施設週3日以上の在籍を証明するもの）の提出が必要。
- ⑨ 再認定の申請期間：WEB申請9月1日～10月21日、書類提出9月1日～10月31日（消印有効）
- ⑩ 休止期間が最長4年を越えた際は専門医を喪失し、下記「(2) 休止期間を取得しない申請」に移行する。**その際は、それまでに取得した単位および臨床実績は、再認定申請年度の前年度から過去5年間分に含まれる実績のみの持越しとなるため注意する。**

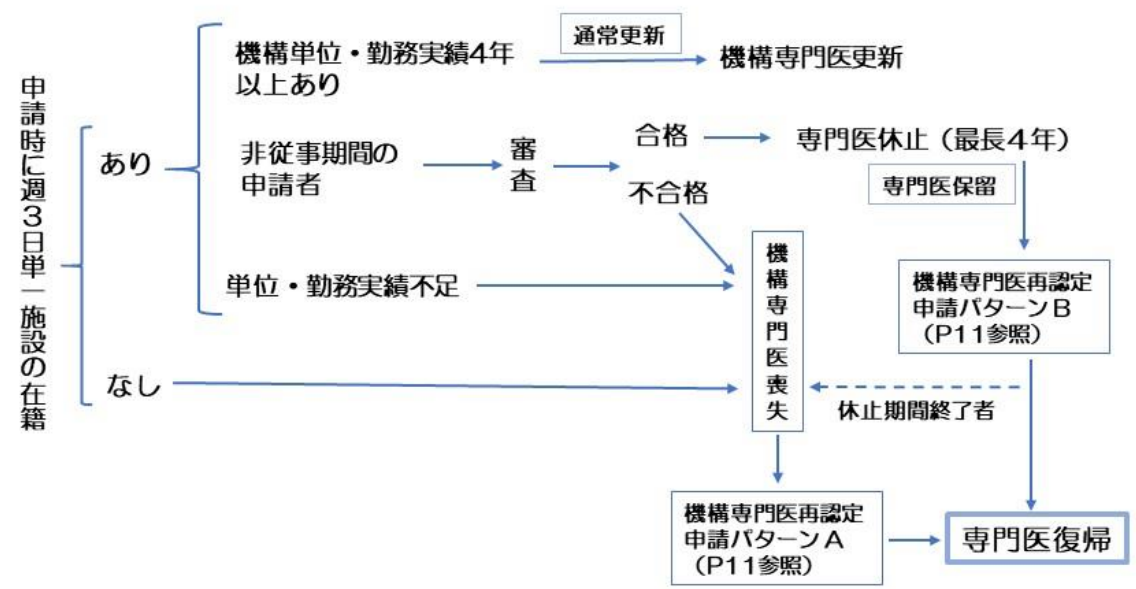
(2) 休止期間を取得しない場合

- ① 専門医を喪失し、専門医と称することができない。麻酔科認定病院の代表責任者にはなれない（麻酔科指導医であれば可）。
- ② 再認定の申請は、資格喪失後2年以内は試験は免除されるが、3～4年では申請要件に口頭・実技試験が付加される。
- ③ 再認定の申請は、通常更新に必要な単位実績/更新要件に加え、資格喪失期間1年につき共通講習1単位、かつ麻酔科領域講習4単位の追加単位の取得が必要（**申請年度の前年度から過去5年間が取得期間**）。
- ④ 再認定の申請は、職務・麻酔経歴書（前回の認定期間前年度から申請年度の前年度まで）、臨床実績報告書、在籍証明書（申請年の8月1日から10月31日の間に勤務する施設が発行した単一施設週3日以上の在籍を証明するもの）の提出が必要。
- ⑤ 再認定の申請期間：試験無し WEB申請9月1日～10月21日、書類提出9月1日～10月31日（消印有効）
試験あり WEB申請5月1日～6月20日、書類提出5月1日～6月30日（消印有効）
- ⑥ 資格喪失が5年～10年以内では機構専門医新規申請に準じた申請が必要。
- ⑦ 資格喪失から10年を越えると研修プログラムの再履修が必要。

Q & A③- 3 機構専門医の更新はどのように変わりましたか？

機構専門医から機構専門医への更新申請について

* 機構専門医の更新において通常更新ができずに休止や喪失した方は再認定申請パターンBまたはAにて専門医復帰ができます。

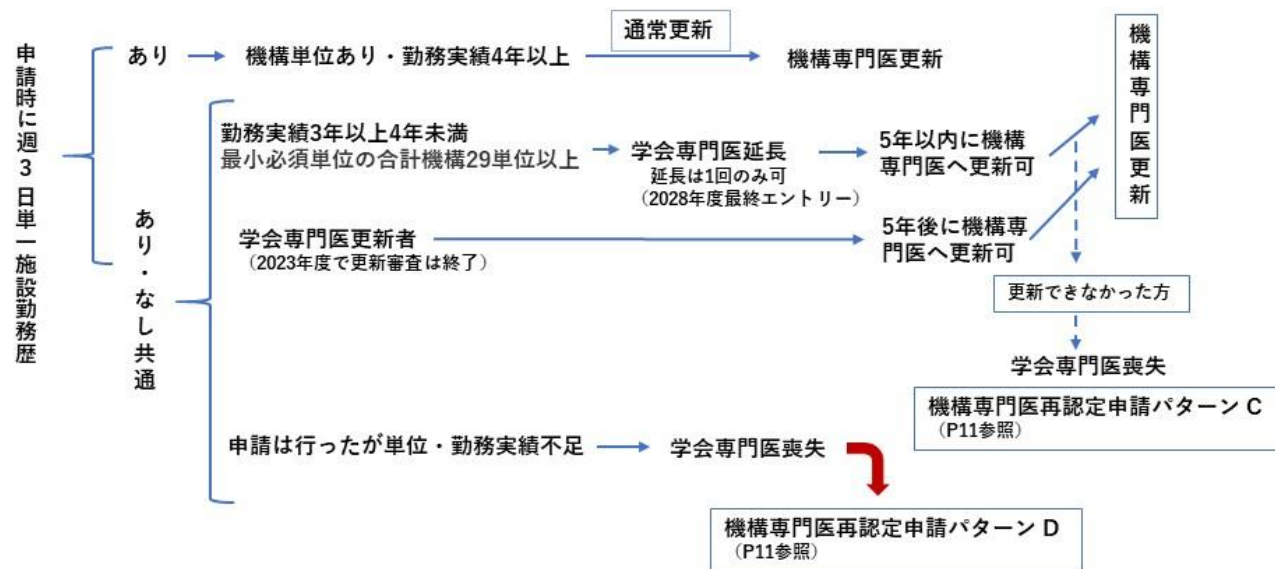


Q & A④ 学会専門医から機構専門医への更新が不合格となりました。機構専門医を目指すにはどうすればよいですか？

学会専門医から機構専門医への更新申請

(赤：変更点)

① 学会専門医の方が機構専門医への更新申請を行うケース



現在、学会専門医を喪失中であり機構専門医への更新申請を一度も行っていない方



機構専門医再認定申請パターン E (Q&A④-2参照)

機構専門医あるいは学会専門医喪失後の機構専門医再認定申請パターンA～E

A. 機構専門医喪失後の機構専門医再認定申請（休止申請のない場合）

資格喪失後2年以内	試験無しの機構専門医再認定+追加単位
資格喪失後3年～4年	試験ありの機構専門医再認定+追加単位
資格喪失後5年～10年以内	機構専門医新規（研修プログラム修了なし）
資格喪失後11年以降	審査会による審議

*追加単位：資格喪失1年につき共通講習1単位+領域講習4単位（※）

（※）Aの資格喪失後3年～4年以内のみ以下資格喪失1年につき共通講習1単位+領域講習4単位、および資格喪失後、日本麻酔科学学会年次学術集会1回の参加

B. 機構専門医喪失後の機構専門医再認定申請（休止申請の場合）

休止期間（4年以内）	試験無しの機構専門医再認定+追加単位
休止期間終了後（5年目以降）	「休止申請のない場合」の再認定パターンAへ移行

※休止期間の有無で単位の取得可能期間が異なりますのでご注意ください。
 休止期間4年以内の申請：前回の認定期間前年度から申請年度の前年度まで
 休止期間終了後（5年目以降）の申請：申請年度の前年度から過去5年間

C. 「学会専門医延長」あるいは「学会専門医更新」した方

資格喪失後 4年以内	試験無で再認定可能+追加単位
資格喪失後 5年以降	機構専門医新規（研修プログラム修了なし）

D. 学会専門医から機構専門医へ移行更新で「学会専門医延長」または「学会専門医更新」が認められずに専門医資格を喪失した方

資格喪失後4年以内	試験無しの機構専門医再認定+追加単位
資格喪失後5年～6年以内	①、②の任意選択
	① 試験無しの機構専門医再認定+追加単位
	② 機構専門医新規（研修プログラム修了なし）
資格喪失後7年以降	機構専門医新規（研修プログラム修了なし）

E. 学会専門医を喪失中であり、機構専門医への更新申請を一度も行っていない方

機構専門医新規（研修プログラム修了なし）

Q & A④-2 学会専門医、機構専門医の喪失後 に新規申請となりました。必要な要件は何ですか？

学会専門医あるいは機構専門医を取得していたが、事情により専門医を喪失し再認定申請も逸した方、または学会専門医から機構専門医への申請で新規申請となった方（Q&A④参照）は、機構専門医新規申請の要件で専門医の再取得が可能です。この際、学会専門医最終試験に不合格であった方の新規申請の要件とは、診療実績が異なりますので注意下さい。受験や研究業績は機構専門医新規受験の要件と同様です。筆記、口頭、実技試験の合格が必要です。合格した科目は、初回合格科目受験年度の翌年度より最大で4年間持ち越すことができます。

▶必要書類：

①在籍証明書(4月1日～6月30日に在籍期間から発行され週3日単一施設の在籍を証明できるもの)、

②職務経歴書、麻酔経歴書、臨床実績報告書(申請する年度の前年度から過去5年間分)

▶申請期間：5月1日～6月20日 WEB 締切

5月1日～6月30日 書類提出(当日消印有効)

▶研究業績：申請する年度の前年度までの過去5年間で取得したもの

1) 学術集会等への参加による実績5単位(日本麻酔科学会年次学術集会への参加実績1回必須)

2) 専門医共通講習による実績3単位(医療安全講習, 感染対策講習, 医療倫理講習をそれぞれ受講, e-learning 可) *2026年度より必修講習B 5単位が追加

3) 学術発表による実績2単位(日本麻酔科学会が主催する学術集会での発表)あるいは『「Journal of Anesthesia」または「麻酔」への発表』のいずれかによる実績を1単位含むこと。※発表単位は、筆頭演者と第2共同演者のみ同じ単位数が算定されます。)

4) 麻酔科領域講習20単位の追加受講(e-learning 可)

▶診療業績、経験症例数

1) 申請する前年度までの過去5年間に満4年以上、週3日以上麻酔関連業務に従事していること。認定病院に限らないが申請時点では単一施設週3日以上勤務があること(在籍証明書の提出が必要)。

2) 申請する年の日本麻酔科学会の会費を完納していること。

3) 申請する前年度までの過去5年間に以下a～dのいずれかを合わせて要件を満たすこと。5年分の業務内容に沿って書類を作成し提出する。

将来的には下記c、d、eに該当する方は、e-learningによる臨床講義の受講が必要となります。

a. 麻酔業務：担当医あるいは指導医として年100例以上の麻酔管理(臨床実績報告書にて審査する)。症例数に0.02単位をかけて、5年間の診療実績の単位が10を超えること。

b. ペインクリニック、集中治療、緩和ケア、救急医療：担当医あるいは指導医として年20例以上の診療(1症例を重複して申請することはできない、臨床実績報告書にて審査する)。主に診療した症例数に0.1単位をかけて、5年間の診療実績の単位が10を超えること。

c. 術前・術後診察等の周術期業務、検査の鎮静管理等を主とする：業務内容を記載し提出する。該当期間に在籍している施設の麻酔科責任者の証明を得ること、本人が麻酔科責任者の場合は在籍施設の代表者の証明が必要。

d. 周術期における麻酔管理に関する研究(研究業績の提出；原著、総説、講座、症例報告を提出(単位表換算で年1単位以上の割合で取得))。

e. 管理・教育業務(学長、病院長、医学部長、安全管理責任者)：従事している期間は相当する必要症例数を免除。

▶AHA-ACLS、またはAHA-PALSプロバイダーコースの受講は免除されます。

Q & A⑤ 学会認定麻酔科指導医の申請要件はどのように変わりましたか？

変更点	<p>これまで申請資格における所定の学会とは、本学会主催の学術集会に限定されていましたが、単位表 別紙1にある「対象となる麻酔科関連学会、麻酔関連国際学会」も含まれることになりました。参加点は、各1単位となります。日本麻酔科学会年次集会3単位、日本麻酔科学会支部学術集会2単位は変わりません。</p> <p>* 所定の学会で単位を申請する際は<u>参加証のコピー</u>を必ず提出すること。提出の無い場合は単位付与は不可となります。</p>
-----	--

【別紙1】

対象となる麻酔科関連学会、麻酔関連国際学会

日本臨床麻酔学会
日本ベインクリニック学会
日本集中治療医学会
日本緩和医療学会
日本救急医学会
日本麻酔・集中治療テクノロジー学会
日本医療ガス学会
日本蘇生学会
日本手術医学会
日本Shock学会
日本循環制御医学会
日本呼吸療法医学会
日本疼痛学会
日本小児麻酔学会
日本心臓血管麻酔学会
日本産科麻酔学会
日本区域麻酔学会
日本臨床モニター学会
日本神経麻酔集中治療学会
日本静脈麻酔学会
日本老年麻酔学会

WCA
AACA
ASA
ESA
中国麻酔学会
韓国麻酔学会
IARS

申請資格	日本麻酔科学会の会費を納めており、過去に指導医資格を取得していた、または学会専門医あるいは機構専門医を1回以上更新した経験がある方で以下の1)~4)の基準のいずれかを満たすこと
申請要件	1) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(12単位)があること。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。
	2) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(8単位)および研究実績(3.5単位)があること。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。
	3) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(8単位)および指導実績(500例以上)があること。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。
	4) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(8単位)があり、本学会の名誉会員、施設長(大学学長、医学部長、病院長)またはこれに準ずる職責にあるもの。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。

Q & A ⑥ 必修講習 B の追加について

2026 年度からの**機構専門医の新規、更新、再認定申請**に必修講習 B が必要となります。

【共通講習の単位条件：合計 8 単位以上】

■必修講習 A（各講習 1 単位以上，合計 3 単位必須）

- 医療安全講習会
- 感染対策講習会
- 医療倫理講習会

■必修講習 B（各講習 1 単位以上，合計 5 単位必須）

- 医療法制講習会
- 地域医療に関する講習会
- 医療福祉制度に関する講習会
- 医療経済（保険医療など）に関する講習会
- 両立支援に関する講習会

必須単位数は、必修講習 B を含めて新規申請は 15 単位へ増加しますが、更新申請は 50 単位のままです。

***2026 年度の申請の場合、2025 年度までの取得が単位取得期間となります。**

必修講習 B は、マイページの「e-Learning」メニューから購入・視聴が可能です。

※学会専門医延長の場合は、2026 年度以降も必修講習 B の取得は不要です。